明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

25　施行令第五条の三第十一項第五号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該個人の各年分の同条第十項第十五号ロ(1)に掲げる金額であつて同号に掲げる試験研究に係るものであることにつき、当該金額を支出した年分の確定申告書に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、かつ、第三号に規定する者が同項第十五号イに規定する新規高度研究業務従事者（第三号において「新規高度研究業務従事者」という。）であることを明らかにする書類その他の当該試験研究が同項第十五号イからハまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類を保存することにより証明がされた金額とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る新規高度研究業務従事者の氏名及び役職

四　当該試験研究に係る当該年分の施行令第五条の三第十項第十五号ロ(1)に掲げる金額

第五条の八第五項中「第五条の五第五項」を「第五条の五第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の三第一項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　施行令第五条の五第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項に規定する財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶は、法第十条の三第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に国土交通大臣の当該事項の届出があつた旨を証する書類の写しを添付することにより明らかにされた船舶とする。

一　その船舶に用いられた指定装置等（施行令第五条の五第三項に規定する指定装置等をいう。次号において同じ。）の内容

二　指定装置等（その船舶に用いることができないものを除く。）のうちその船舶に用いられていないものがある場合には、その理由及び当該指定装置等に代わり用いられた装置（機器及び構造を含む。）の内容

第五条の八第三項中「第五条の五第一項」を「第五条の五第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第五条の五第一項」を「第五条の五第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十条の三第一項第一号」を「第十条の三第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

施行令第五条の五第一項第二号に規定する財務省令で定める事業は、洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業とする。

2　次に掲げる事業は、施行令第五条の五第一項第二号に規定する主要な事業に該当するものとする。

一　継続的に法第十条の三第一項に規定する中小事業者の経営資源（事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業

二　法第十条の三第一項に規定する中小事業者が行う主要な事業に付随して行う事業

第五条の十一第二項中「第五条の六の三第六項」を「第五条の六の三第五項」に改める。

第五条の十二の三第三項第一号中「認定申請書に係る産業競争力強化法」の下に「（平成二十五年法律第九十八号）」を加え、同条第四項中「第十条の五の六第十二項」を「第十条の五の六第十三項」に改める。

第五条の十三第十項中「設備が」の下に「当該設備をその事業の用に供した当該各号の上欄に掲げる地区に係る」を加え、「産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した」を「地区内の」に改める。

第五条の十五中「（平成二十九年法律第三十五号）」及び「（平成二十九年農林水産省経済産業省令第一号）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十三条第一項に規定する財務省令で定めるものは、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二条第五項第一号の農業生産関連事業の譲渡又は譲受け並びに農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省令第一号）第一条第一項第三号、第四号、第九号及び第十号に掲げる措置とする。

第九条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定めるものは、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第八項の規定による公告（以下この項において「公告」という。）があつた同条第一項に規定する地域計画（これを変更した旨の公告があつたときは、その変更後のもの）に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）第十七条の規定によりその氏名が記載されている認定農業者等（法第二十四条の二第一項に規定する認定農業者等をいう。）とする。

第九条の四第二項中「第十六条の三第三項」を「第十六条の三第四項」に改める。

第十一条の三第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項第二号中「第一項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に、「第十一条の三第六項」を「第十一条の三第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第十一条の三第六項」を「第十一条の三第九項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第十一条の三第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項第一号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項第二号中「第六項第五号及び第十一項」を「第七項第五号及び第十二項」に改め、「（同条第一項に規定する付与決議をいう。第六号及び第十一項第三号において同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「第十二項に」を「第十三項に」に改め、同号イ中「第十二項第十一号」を「第十三項第十二号」に、「第十一項第一号及び第十二項第一号」を「第十二項第一号及び第十三項第一号」に改め、同号ニ中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項第二号中「第十二項第三号」を「第十三項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十九条の二第一項第一号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第二十九条の二第一項第一号に規定する株式会社が、同号の付与決議（同項に規定する付与決議をいう。以下この条において同じ。）の日においてその設立の日以後の期間が五年未満であること。

二　法第二十九条の二第一項第一号に規定する株式会社が、同号の付与決議の日において金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄（株式で、同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。）として登録されている株式を発行する会社以外の会社であること。